

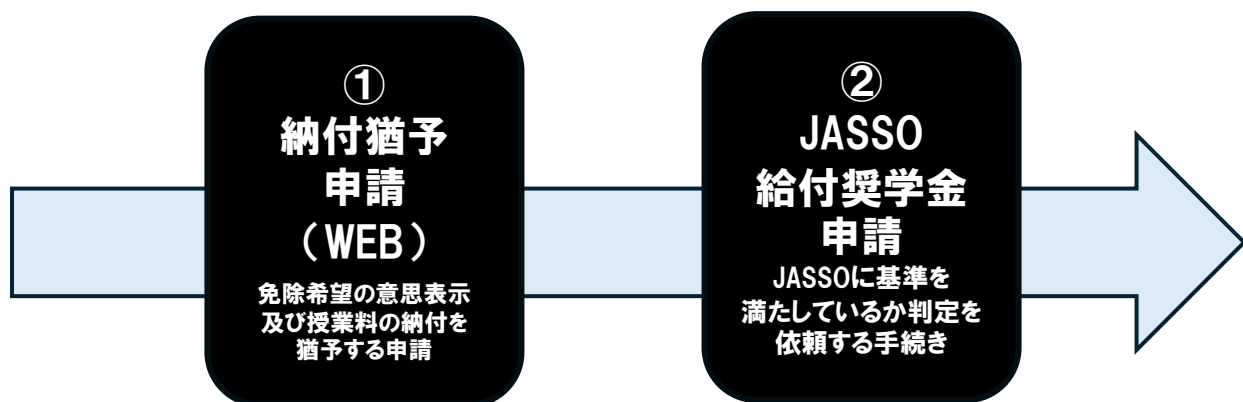
授業料免除申請の手引

～高等教育の修学支援新制度（多子世帯の授業料等無償化含む）～

後期:9月28日(月)まで

・JASSO給付奨学生(多子世帯の授業料免除を含む)に
正式に採用されて”いない”方

※既に給付奨学金を受給されている方は、新規申請不要です。



申請するには、2回の手続きを**順番通り**に行う必要があります。

①の申請が期限内にできないと②の申請に進めません



目次

1.高等教育の修学支援新制度の 手続きをする在学生のみなさんへ	…P2
保護者のみなさまへ	…P3
2.高等教育の修学支援新制度とは	…P4
➤ そもそもどんな制度なのか？特に学生のみなさんに 直接関係することについて解説します。	
3.申請基準	…P6
➤ 在学採用での申請基準について解説します。	
4.申請方法について	
① 前期に申請する場合	…P8
② 後期に申請する場合	…P9
5.免除結果通知と免除許可後の手続き	…P10
6.自宅外通学の届出	…P11
7.家計急変採用について	…P12
8.よくある質問と問い合わせ先	…P13

1

高等教育の修学支援新制度の 申請をする在学生のみなさんへ



高等教育の修学支援新制度(以下 新制度)における授業料等免除申請は、法律に基づいて、学生と国・日本学生支援機構(以下JASSO)・大学との間で行われる契約行為です。**保護者ではなく、申請者であるみなさん自身が手続きする必要があります。**

① 分からないことは学生自身が大学へ相談する！

大学ごとに手続きが異なるので、ネットの情報をうのみにせず、大学へ相談してください。

② 学生自身が申請、照会確認、通知の受領を行う！

申請者である皆さん(学生)に対して九工大メールや電話でお知らせや照会をします。また、入学料の納付が発生した場合は、学生の住所に納付書を送ります。必要であれば、保護者に連絡や確認を取ってください。

③ 締切を厳守し、余裕をもって提出する！

締切は厳守してください。余裕をもった提出をお願いします。締切を超過しそうな場合はまず早めの相談をお願いします。事前相談もなしに締切を超過した場合は、一切受付できません。

④ 申告内容は正確に！

本制度では、自己申告の内容が重要視されています。申告を誤った場合は、給付奨学金支給や免除を受けられなくなり、大学でも内容を修正できないことがあります。

2

学生の保護者のみなさまへ



高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」)における授業料等免除の申請は、法律に基づき、学生ご本人と国・日本学生支援機構(JASSO)・本学との間で行われる契約行為となっております。

このため、本学からの連絡や手続きのご案内は、原則として**申請者である学生本人を対象**として行っております。

保護者のみなさまにおかれましては、制度の趣旨をご理解の上、学生本人による主体的な手続きの機会として、温かく見守っていただけますと幸いです。

なお、保護者のみなさまには、下記にご注意くださいますよう併せてお願いいたします。

①生計維持者と学生本人の地方税情報の確認が必要

JASSOは地方税情報を基に判定を行うため、地方税情報の内容について確認をお願いすることがあります。

②JASSOが保護者（生計維持者）へ直接照会することがある

保護者(生計維持者)の個人情報について確認が必要となった場合には、大学を通さず、電話、メール、簡易書留によりJASSOが直接照会があることがあります。
簡易書留は、不在により保管期限を過ぎたことで照会不能となり、不採用となるケースが多発しています。ご注意ください。

③毎年の確定申告、年末調整に注意 ※特に多子世帯

JASSOは地方税情報を基に判定を行うため、確定申告や年末調整の誤りは、正しく支援区分を判定できない原因となります。特に、多子世帯においては、**多子世帯と正しく判定されないケースが多発しています。毎年の確定申告・年末調整には十分ご注意ください。**

3

高等教育の修学支援新制度とは？

授業料免除と給付奨学金の支給がセットになった制度！



支援区分に合わせて免除と奨学金支給

- ・支援区分は生計維持者(原則父・母)と学生本人の収入※によって決まる
- ※実際の判定は地方税情報から行います。

多子世帯は入学科・授業料全額免除

- ・多子世帯は生計維持者の収入にかかわらず入学科・授業料が全額免除
- ・給付奨学金の支給は収入によって決まる

第一種奨学金が減額されたり、0円になったりする

本制度を利用すると、第一種奨学金の受給に制限がかかり、ほとんどの場合は0円となります【併給調整】。第二種奨学金の利用も検討してください。

制度を利用できるのは編入学を除き1校のみ／ずっと支援されるとは限らない！

制度を利用して支援を受けることができるのは、転学・編入学を除いて1校だけです。そのため、退学してから再入学先で本制度を利用して免除を受けることはできません。また、年に2回見直しがあり、見直しの結果によっては、支援が一時停止したり、支援そのものが打ち切りとなり、二度と免除を受けられなくなることがあります。

見直しの名称	見直す事項	確認する基準	確認方法
適格認定(家計)	支援区分 (支援区分が上がったり、下がったり、支援のない区分になったりすることがある)	家計(収入・資産)基準 多子世帯基準	JASSOがマイナンバーに紐づいた地方税情報より確認
適格認定(学業)	支援の資格そのもの (支援を二度と受けられなくなることがある)	学力基準	大学が学習意欲や実際の成績情報を確認してJASSOへ報告

不正行為等で懲戒処分を受けた場合も、支援に対して重い処分が下されます！

支援区分について

支援区分によって、支援の額が変わります。給付奨学金は、生活保護・社会的養護等を受けている場合や、通学が自宅／自宅外かによっても変わります。
自宅／自宅外かどうかは、第一種奨学金の併給調整額にも影響します。

支援区分(非多子世帯)

支援区分 ()内は授業料等の 免除割合	授業料(半期分) 免除額 ()内は実際に 納付する金額	給付奨学金 支給額※
第Ⅰ区分 (全額免除)	267,900円 (納付額 0円)	自宅:29,200円 自宅外:66,700円
第Ⅱ区分 (2/3免除)	178,600円 (納付額 89,300円)	自宅:19,500円 自宅外:44,500円
第Ⅲ区分 (1/3免除)	89,300円 (納付額188,000円)	自宅:9,800円 自宅外:22,300円

支援区分(多子世帯)

支援区分 ()内は授業料等の 免除割合	授業料(半期分) 免除額 ()内は実際に 納付する金額	給付奨学金 支給額※
第Ⅰ区分(多子)	267,900円 (納付額 0円)	自宅:29,200円 自宅外:66,700円
第Ⅱ区分(多子)		自宅:19,500円 自宅外:44,500円
第Ⅲ区分(多子)		自宅:9,800円 自宅外:22,300円
第Ⅳ区分(多子)		自宅:7,300円 自宅外:16,700円
多子世帯		0円

※生活保護・社会的養護を受けている場合でも金額が変わります。詳しくは、JASSO HPを参照。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kingaku.html>



2026年前期の多子世帯基準と収入基準は
2025年（令和7年）度の課税情報から確認します

2026年後期の多子世帯基準と収入基準は
2026年（令和8年）度の課税情報から確認します

A. 非多子世帯の場合

①～③全て必ず満たす必要あり*1



①学力基準	②収入基準	③資産基準
↓詳細はこちら↓  https://www.jasso.go.jp/shogakuin/about/kyufu/gakuryoku/zaigaku.html	↓詳細はこちら↓  https://www.jasso.go.jp/shogakuin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html	学生+生計維持者*2 =5000万円未満

B. 多子世帯の場合

必ず満たす必要あり*1

満たした場合は給付奨学金の支給あり



①多子世帯基準	②学力基準	③収入基準	④資産基準*3
次頁参照	非多子世帯と同様	非多子世帯と同様	学生+生計維持者*2 =5000万円未満

*1 入学時期に関する要件と在留資格に関する要件もあります。詳しくは、
<https://www.jasso.go.jp/shogakuin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>を参照



*2 生計維持者は2名を想定しています。

*3 実際は、給付奨学金の支給のない多子世帯でも資産基準（3億円未満）があり、これを超過すると授業料等免除を受けられなくなります。

在学採用における申請基準（多子世帯基準）

★2026年前期における多子世帯基準★
2025年(令和7年)度の地方税情報において
学生本人も含めて、扶養する子どもが3人以上いる

★2026年後期における多子世帯基準★
2026年(令和8年)度の地方税情報において
学生本人も含めて、扶養する子どもが3人以上いる

	第一子が 大学進学	第二子が 大学進学	第一子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後			扶養内 	扶養外 
大学 進学	免除○ 	2人とも免除○  	免除○ 	免除× 
高校生 以下	 			

生計維持者が扶養する年下の親族＝「扶養する子ども」

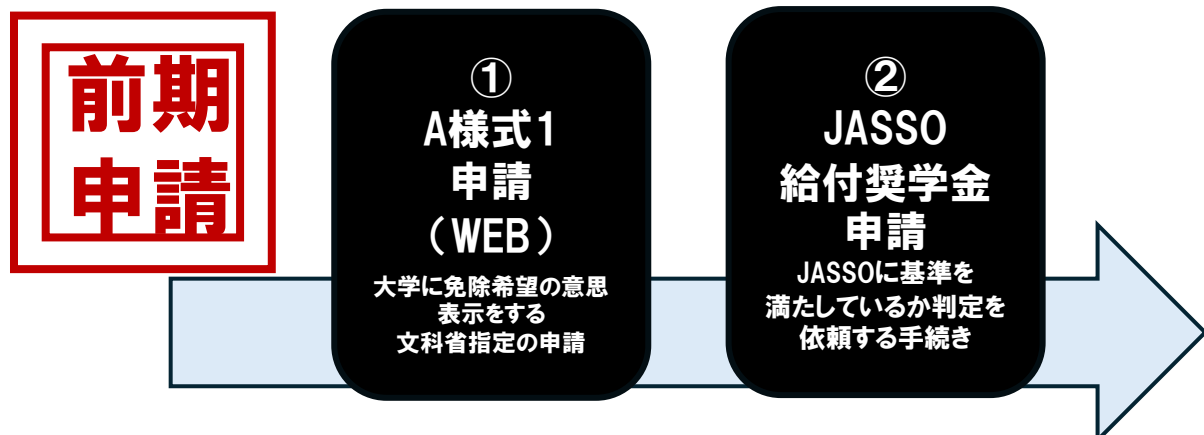
- ・本制度では、実際に生計維持者の実子・養子・里子だけでなく生計維持者の扶養する年下の親族であれば「扶養する子ども」とみなします。
(例)生計維持者が年下の弟・妹(申請者からみて『おじ・おば』)を扶養している
＝「扶養する子ども」としてカウントできる。

前期：2025年1月1日以降（後期：2026年1月1日以降）に生まれた子どもは
申告することで数えることができる

- ・2025年(令和7年)度の地方税情報における扶養する子どもの数は2024年12月31日時点のものです(2026年(令和8年度)の課税情報は2025年12月31日のもの)。それより後に新しく生まれた子ども(新しく養子縁組した、里子となった者も含む)は、地方税情報に含まれていません。申告を行うことで、数に数えることができます。申告については、「日本学生支援機構給付奨学金申請事前確認票」を確認してください。

4

申請の方法について



※A様式1申請を期間内に行った場合は、実際に支払う授業料が確定する授業料の引落を猶予します。

①A様式1申請

期限等

- ☐ POのA様式1下書き用紙を確認し、申請をする(WEB)
- ☐ 「給付奨学金事前確認票」を✓しておく

2026年4月3日(金)
23:59までに申請

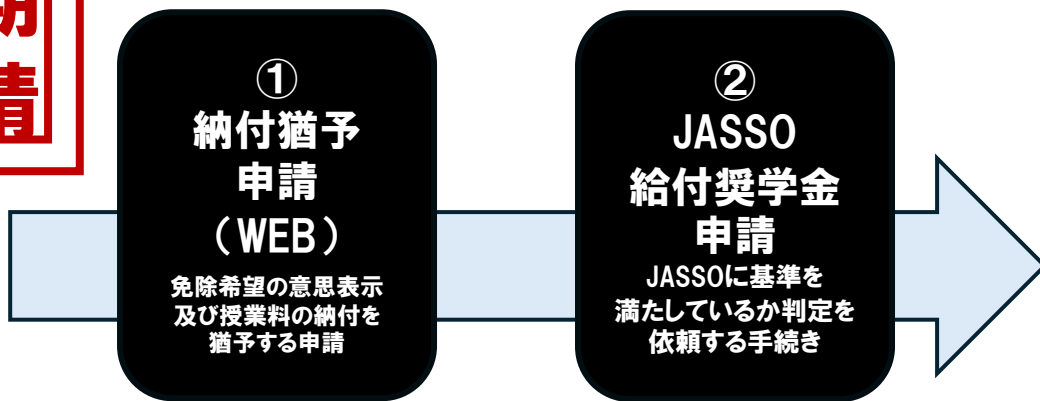
②JASSO給付奨学金申請(在学採用)

- ☐ 「給付奨学金事前確認票」と引き換えに「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットを学生係で受け取る
※多子世帯事前確認事項について確認をしていない場合は一切受付をしません。

★「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットを受け取った後★

- ☐ JASSO HPの「給付奨学金案内」※ダイジェスト版ではない方を熟読する
[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku etc.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku%20etc.html)
- ☐ スカラネット下書き用紙(本学HP掲載)を確認し、判定に使う情報をスカラネット入力(WEB)URL
- ☐ マイナンバーを提出(WEB)
- ☐ 奨学金確認書兼地方税同意書を提出(郵送)
※大学提出ではないので注意!!!

後期 申請



※A様式1申請を期間内に行った場合は、実際に支払う授業料が確定する授業料の引落を猶予します。

①納付猶予申請

期限等

- ☐ 納付猶予下書き用紙を確認し、申請をする(WEB)
- ☐ 「給付奨学金事前確認票」をチェックしておく

9月28日(月)

②JASSO給付奨学金申請(在学採用)

- ☐ 「給付奨学金事前確認票」と引き換えに「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットを学生係で受け取る
※多子世帯事前確認事項について確認をしていない場合は一切受付をしません。

※詳細については、後日 案内
<https://www.iizuka.kyutech.ac.jp/faculty/jasso>

★「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットを受け取った後★

- ☐ JASSO HPの「給付奨学金案内」※ダイジェスト版では
ない方を熟読する
[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku etc.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku%20etc.html)
- ☐ スカラネット下書き用紙(本学HP掲載)を確認し、判定に
使う情報をスカラネット入力(WEB)
URL
- ☐ マイナンバーを提出(WEB)
- ☐ 奨学金確認書兼地方税同意書を提出(郵送)
※大学提出ではないので注意!!!

5

免除結果通知とその後

★通知と納付までのスケジュール(前期:4月、後期:10月に申請した場合を想定)

月	
4月 (10月)	JASSO給付奨学金申請(在学採用)
5月 ～6月 (11月～ 12月)	JASSOでの審査や不備照会 入学料・授業料の再計算 JASSOが学生や保護者へ直接電話・メール・書留で直接照会することがあります。 必ず対応してください。
6月 中旬 (12月中 旬)	<u>前期授業料免除結果通知予定※1</u>
7月 (1月)	授業料は入学手続き時の登録口座から自動引落※2

※1 申請段階の不備や、その他の要因により、免除結果判明時期は個人差があります。
判明していない場合は「保留」を通知し、授業料の徴収猶予も併せて延長します。

※2 結果判明の時期によっては、授業料引落がない場合があるため、学生住所に納付書を送付します。

免除結果判明後に手続き

- ・自宅外通学者に該当する場合のみ、自宅外通学の届け出が必要です。
- ・自宅外通学の届け出以外に必要な手続きはありません。

給付奨学生となった後の心得やスケジュールなど

- ・「授業料免除の手引(採用後)」を確認してください。

本制度の支援対象と判定された後に、自宅外通学の届け出をすることで、給付奨学金の支給額や第一種奨学金の併給調整額が変わります。届け出が必要な場合とそうでない場合があります。

支援区分	届け出
第Ⅰ区分 第Ⅰ区分(多子)	○必要
第Ⅱ区分 第Ⅱ区分(多子)	○必要
第Ⅲ区分 第Ⅲ区分(多子)	○必要
第Ⅳ区分(多子)	○必要
多子世帯	△第一種奨学金貸与者に限り必要

JASSOの定める自宅外通学の定義がある

- ・自宅外から通学する＝自宅外通学者というわけではありません。JASSO HPを確認し、自身が自宅外通学者かどうかを確認してください。

【JASSO HP】自宅外通学の取扱いについて

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>

自宅外通学届け出

- ・採用後、1か月以内に以下をそろえて学生係へ提出してください。
- ・通学形態変更届(自宅外通学)は、所属学部学生係にて窓口受け取りか、HPにて印刷して記入してください

チェック欄	書類
☐	通学形態変更届(自宅外通学)
☐	自宅外であることの証明書類

予期できない事由(家計急変事由)により家計が急変した学生については、通常の申請期間外でも受付します。

家計急変事由が発生したら
まずは所属学部学生係に
相談してください



家計急変事由

事由A	生計維持者の死亡(申請時期によっては在学採用を案内する場合があります)
事由B	生計維持者の事故又は病気により、3カ月以上就労困難
事由C	生計維持者の非自発的失業
事由D	生計維持者が震災・火災・風水害等に被災
事由E	学生等本人が父母による暴力等から避難

申請基準は通常の在学採用と変わらない

申請基準は通常の在学採用と変わらないため、学力基準等を満たしている必要があります。なお、家計急変事由が発生した生計維持者については、課税情報ではなく、実際の収入証明書を提出して確認します。

よくある質問

制度に関すること

授業料免除とは、授業料分の奨学金がもらえるのですか

授業料分の奨学金がもらえるわけではなく、授業料をあらかじめ免除して請求します。例えば、全額免除となった場合は、授業料を請求しないことになります。
給付奨学金の支給がある支援区分となった場合は、申請時に届け出た口座に対して給付奨学金の支給があります。

この制度の支援を受けることによって、(JASSO第一種奨学金を除く)奨学金等を受けられなくなることはありますか。

その奨学金のルールによりますので、奨学金の運営団体に相談してください。

事前に自分がどの支援区分になるかを知りたい

JASSOHPにシュミレーターがありますので、確認してください。
<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>
(あくまで目安です)



申請に関すること

あとから自分が基準を満たしていないことに気付いたため、申請を取り下げたい

いかなる理由であっても、申請を取り下げすることはできませんが、まずは所属学部学生係に相談してください。
なお、入学料の納付や授業料の引落日等は大学が指定します。指示があるまでは、勝手に振込等をしないでください。

①入学料納付猶予申請を失念してしまった

「問い合わせ先」の学生支援課学生生活支援係に至急メールでご相談ください。

②A様式1申請を失念してしまった

所属学部学生係へご相談ください。

問い合わせ先

入学料納付猶予申請に関すること 成績証明書作成に関すること 免除結果通知後の納付に関すること	連絡先
学生支援課 学生生活支援係	gak-gakshien@jimu.kyutech.ac.jp
上記以外のこと	連絡先
情報工学研究院 教務学生支援課学生係	jho-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp

※お問い合わせは学生自身でお願いします。

※メールの問い合わせは「氏名」「学部」「学生番号」を明記してください。

★キャンパスマップ

